

時間外投げ込み

令和7年2月25日

報道機関各位

青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした
大雪による災害救助法の適用について

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪に対して、下記のとおり災害救助法（昭和22年10月法律第118号）を適用しましたので、お知らせします。

記

- 適用期日 令和7年2月25日
- 適用区域 青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、西津軽郡鱒ヶ沢町、中津軽郡西目屋村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

報道機関用提供資料連絡先	
担当課・担当者	健康医療福祉政策課総務グループ 担当 藤巻主査
電話番号	内線 6209 直通 017-734-9276
報道監	健康医療福祉部 工藤次長 内線 6201